

# 山口県報

平成 22 年  
3 月 2 日  
(火曜日)

## 目 次

告示

特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)……………一

道路の区域の変更(道路整備課)……………三

道路の供用の開始(道路整備課)……………四

宇部都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………四

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………四

平成二十二年前期実施技能検定試験の実施(労働政策課)……………五

平成二十二年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施(労働政策課)……………八

平成二十二年度二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築指導課)……………九

教委告示

教科用図書採択地区の設定に関する告示の一部改正……………一一

### 山口県告示第八十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年三月二日

山口県知事 二井 関 成



### 一 区域 山陽小野田市

#### 二 検査の期日、場所等

期 日	時 間	場 所
平成二二、四、一九	午前一〇時から正午まで	山陽小野田市商工センター
" " " "	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	山陽小野田市民館

" " " "	午前一〇時三〇分から午前一時三〇分まで	山陽小野田市本山公民館
---------	---------------------	-------------

" " " "	午後一時から午後三時まで	山陽小野田市赤崎公民館
---------	--------------	-------------

" " " "	午前一〇時から正午まで	山陽小野田市植生公民館
---------	-------------	-------------

" " " "	午後一時から午後二時まで	山陽小野田市厚陽公民館
---------	--------------	-------------

" " " "	午後三時から午後三時三〇分まで	山陽小野田市有帆公民館
---------	-----------------	-------------

" " " "	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	山陽小野田市厚狭公民館
---------	------------------------------	-------------

平成二十二年四月二十六日から同年六月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。

### 三 所在場所における定期検査の期間

平成二十二年十月一日から同年十二月十七日まで

### 四 指定定期検査機関の名称

社団法人山口県計量振興協会

### 一 区域 山口市

#### 二 検査の期日、場所等

期 日	時 間	場 所
平成二二、五、七	午前一〇時から正午まで	山口市宮野地域交流センター
" " " "	午後一時三〇分から午後三時まで	山口市仁保地域交流センター

" " " "	午前九時三〇分から午前一時三〇分まで	山口市大内地域交流センター
---------	--------------------	---------------

" " " "	午後一時から午後二時まで	山口市小鯖地域交流センター
---------	--------------	---------------

" " " "	午後三時から午後四時まで	山口市鑄銭司地域交流センター
---------	--------------	----------------

" " " "	午前九時三〇分から午前一時三〇分まで	山口市佐山地域交流センター
---------	--------------------	---------------

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	二六	"	二五	"	"	"	二四	"	二一	二〇	一九	"	一八	一七	"	一四	"	"	一二	"
午後一時から午後二時三〇分まで	午前一時三〇分から午前二時三〇分まで	午後一時から午後三時まで	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで
山口市阿東地域交流センター生雲分館	山口市阿東地域交流センター福分館	山口市徳地地域交流センター	山口市徳地地域交流センター野分館	山口市徳地地域交流センター串分館	山口市徳地地域交流センター島地分館	山口市徳地地域交流センター島地分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一六	一五	"	"	一四	"	"	"	一〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
午前一時三〇分から午前二時三〇分まで	午前一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで
川上公民館	萩市大字東浜崎町一三七	萩市大字榎東六四四六の五	山口県漁業協同組合はぎ支店	大井公民館	萩市見島一八三四の三	山口県漁業協同組合宇津支店	山口県漁業協同組合玉江浦支店	萩市見島総合センター	萩市大字山田五一五三	山口県漁業協同組合玉江浦支店	萩市見島総合センター	萩市見島総合センター	萩市見島総合センター	萩市見島総合センター	萩市見島総合センター	萩市見島総合センター	萩市見島総合センター	萩市見島総合センター	萩市見島総合センター	萩市見島総合センター

一 区域 萩市  
 二 検査の期日、場所等  
 平成二二、六、七 午後一時から午後三時まで 萩市大島出張所  
 " " 八 午前一時から正午まで 萩市相島文化センター  
 " " 九 午前一時から午前一時三〇分まで 萩市三見出張所  
 " " " 午後一時から午後三時まで 萩市大字山田五一五三  
 " " " 午前九時から午前一時三〇分まで 萩市見島総合センター  
 " " " 午前一時から正午まで 萩市見島一八三四の三  
 " " " 午前一時から正午まで 山口県漁業協同組合宇津支店  
 " " " 午前一時から正午まで 山口県漁業協同組合はぎ支店  
 " " " 午後一時三〇分から午後三時三〇分まで 大井公民館

三 所在場所における定期検査の期間  
 平成二十二年六月二十五日から同年七月十二日まで  
 四 指定定期検査機関の名称  
 社団法人山口県計量振興協会

実施する。  
 平成二十二年五月三十一日から同年七月三十日まで、山口県計量検定所において

- 四 指定定期検査機関の名称  
社団法人山口県計量振興協会
- 三 所在場所における定期検査の期間  
平成二十二年八月十九日から同月三十一日まで
- 二 実施する。  
平成二十二年六月二十八日から同年八月三十一日まで、山口県計量検定所において実施する。

山口県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道  
路線名 四八九号  
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別
山口市徳地野谷字出合一〇四〇の二地先から同市徳地野谷字小原二二三の二地先まで	最狭 八八・〇二	最狭 八八・〇二	敷地の幅員 (メートル) 三・四 一・五 一・四 一・四 一・四
	七五・三	七五・三	延 (メートル)長
			備 考 ダブルウェイ

道路の種類 県道  
路線名 下松田布施線  
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別
熊毛郡田布施町大字波野字平田一〇二六の五地先から同郡同町同大字字駒方四九の二地先まで	最狭 二二・六九	最狭 二〇・六九	敷地の幅員 (メートル) 延 (メートル)長
	一一・一	一一・一	備 考
			道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道  
路線名 柿木山口線  
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別
山口市徳地野谷字小原二二三の二地先から同市徳地野谷字出合一〇四〇の二地先まで	最狭 八八・〇二	最狭 八八・〇二	敷地の幅員 (メートル) 三・四 一・五 一・四 一・四 一・四
	七五・三	七五・三	延 (メートル)長
			備 考 一般国道四八九号の道路の区域(重用)

道路の種類 県道  
 路線名 弥富小川線  
 道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧				
最狭 三・八 〇・四	最狭 二・四 ・九 ・四		八七・八		道路改良工事の 完了による。

山口県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十二年三月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 下松田布施線	熊毛郡田布施町大字波野字平田一〇二六の五地先から 同郡 同町 同大字字駒方四九の一 地先まで	平成二十二年三月三日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 弥富小川線	萩市大字上小川東分字西目谷二一六の一 地先から 同市同大字 同字二二七の一 地先まで	平成二十二年三月三日

山口県告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称  
宇部市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
宇部都市計画公園事業五・六・一 常盤公園
- 三 事業施行期間  
昭和三十三年三月二十五日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地  
宇部市大字沖宇部、大字上宇部、開三丁目、開四丁目、開五丁目、野中三丁目、則貞三丁目及び亀浦一丁目



(五四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十一年十月十三日山口県公告（三三二）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年三月二日から同年四月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年三月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 フレスタ室の木店  
所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求め事項はない。

(五五) 平成二十二年度前期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十二年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十二年三月二日

山口県知事 二井 関成

一 技能検定の実施職種及び試験の方法  
(一) 実施職種

技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれらの表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

1 一級及び二級の技能検定

工場板金	建築板金	鉄工	金属プレス加工	放電加工	機械加工	金属熱処理	造園	園芸装飾	職種	試験科目
曲げ板金 打出し板金	内外装板金 ダクト板金	製缶 構造物鉄工	金属プレス	数値制御彫り放電加工 ワイヤ放電加工	数値制御旋盤 数値制御フライス盤 マシンニングセンタ	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 フライス盤 ボール盤 横中ぐり盤 平面研削盤 円筒研削盤 水研盤	造園工事	室内園芸装飾		

仕上	ダイカスト	電子機器組立て	電気機器組立て	産業車両整備	鉄道車両製造・整備	建設機械整備	婦人子供服製造	木型製作	家具製作	家具手加工	木製建具手加工	オフセット印刷	プラスチック成形	石材施工	とび	左官	タイル張り	畳製作
治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	コールドチャンネルダイカスト	電子機器組立て	配電盤・制御盤組立て	産業車両整備	機器ぎ装 内部ぎ装 配管ぎ装 電気ぎ装	建設機械整備	婦人子供注文服製作	模型製作	家具手加工	木製建具手加工	射出成形	石張り 石積み	とび	左官	タイル張り	畳製作		

機 械 保 全	仕 上 げ	工 場 板 金	建 築 板 金	機 械 加 工	金 属 熱 処 理	造 園 工 事	園 芸 装 飾	職 種	2 三級の技能検定	フ ラ ワ ー 装 飾	広 告 美 術 仕 上 げ	塗 装	表 装	サ ッ シ 施 工	熱 絶 縁 施 工	内 装 仕 上 げ 施 工	防 水 施 工
機械系保全	機械組立仕上げ	曲げ板金 打出し板金	内外装板金	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 フライス盤 平面研削盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ	造園工事	室内園芸装飾	試験科目			フラワー装飾	広告面粘着シート仕上げ	建築塗装 金属塗装	表具 壁装	ビル用サッシ施工	保温保冷工事	プラスチック系床仕上げ工事 鋼製床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	ウレタンゴム系塗膜防水工事 アクリルゴム系塗膜防水工事 シリコン防水工事 FRP防水工事 プラスチック系床仕上げ工事

機 械 加 工	造 園	職 種	種	実 施 期 日
機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 印刷 左官 豊製	成形 金属熱処理 金属プレス加工 産業車両整備 プラスチック	職 種	種	実 施 期 日
人子供服製造 木型製作 家具製作 建具製作	造園 金属熱処理 金属プレス加工 産業車両整備 プラスチック	職 種	種	実 施 期 日
作 内装仕上げ 施工 広告美術仕上げ	造園 金属熱処理 金属プレス加工 産業車両整備 プラスチック	職 種	種	実 施 期 日

3 単一等級の技能検定

産 業 洗 浄	路 面 標 示 施 工	職 種	試 験 科 目
高圧洗浄	溶融ペイントハンドマーカーク工	試験科目	
		電子機器組立て	電子機器組立て
		とび	とび
		左官	左官
		内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事
		塗 装	金属塗装
		フ ラ ワ ー 装 飾	フラワー装飾

- (一) 試験の方法
- (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。
- 二 試験の期日
- (一) 実技試験  
平成二十二年六月七日(月曜日)から同年九月十二日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日
- (二) 学科試験  
1 一級及び二級の技能検定

園芸装飾 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立 表	平成二十二年九月五日 (日曜日)
--	---------------------

職 種	実施 期 日
園芸装飾 造園 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラ ワー装飾	平成二十二年七月二十五日 (日曜日)
金属熱処理	平成二十二年八月二十二日 (日曜日)

職 種	実施 期 日
産業洗浄	平成二十二年八月二十二日 (日曜日)
路面標示施工	平成二十二年九月五日 (日曜日)

- 三 試験の場所  
山口県職業能力開発協会が指定する場所
- 四 受検資格
- (一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条の二に規定する者であること。
- (二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
- (三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
- (四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。
- 五 受検申請書の受付期間  
平成二十二年四月五日（月曜日）から同月十六日（金曜日）まで（郵送の場合は、四月十六日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 六 受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号（郵便番号七五三〇〇七四）  
山口県職業能力開発協会

- 七 提出書類
- (一) 受検申請書
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面
- 八 受検手数料  
受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
- (一) 学科試験にあつては、三千百円
- (二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額
- 1 一級及び二級の技能検定

職 種	手 数 料
婦人子供服製造	一万三千七百元
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建 築板金 工場板金 仕上げ タイカスト 電子機器組立て 電気機器組立 産 業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 木型製作 家具製作 建具製 作 印刷 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 畳製作 建具製 水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 表装 塗装 広告美術仕 げ フラワー装飾	一万六千五百円

職 種	手 数 料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラワー装飾	五千五百円

職 種	手 数 料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラワー装飾	一万六千五百円

4 単一等級の技能検定

職	種	手数料
路面標示施工	産業洗浄	一万六千五百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十二年六月一日（火曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、三級の技能検定（金属熱処理に係るものを除く。）にあつては平成二十二年八月二十七日（金曜日）、その他の技能検定にあつては同年十月一日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(五六) 平成二十二年年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成二十二年年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十二年三月二日

山口県知事 二井 関 成

一 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 随時実施三級の技能検定

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 基礎一級及び基礎二級の技能検定

1 に規定する職種及び紙器・段ボール箱製造

(二) 試験の方法

(一) に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

随時実施三級の技能検定

受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級技能検定に合格した者であること。

(二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定

法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の五に規定する者であること。

五 受検申請書の受付

随時受け付ける。

六 受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号（郵便番号七五三〇〇七四）

山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 随時実施三級の技能検定

受検申請書及び基礎一級又は基礎二級技能検定の合格証書の写し

(二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定



八 受検申請書

- 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
- (一) 学科試験にあつては、三千百円
  - (二) 実技試験にあつては、次の1の表及び2の表の上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 随時実施三級の技能検定（受検者が在校生である場合）

職	種	手数料
機械検査 婦人子供服製造	さく井 鋳造 めつき アルミニウム陽極酸化処理 組立て 電気機器組立て 二ツト製品製造 建築士試験及び木造建築士試験の実施 建築士試験 建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。 なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせま す。 平成二十二年三月二日 山口県知事 二井 関 成	四千六百円
随時実施三級の技能検定	さく井 鋳造 めつき アルミニウム陽極酸化処理 組立て 電気機器組立て 二ツト製品製造 建築士試験及び木造建築士試験の実施 建築士試験 建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。 なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせま す。 平成二十二年三月二日 山口県知事 二井 関 成	五千五百円

2 随時実施三級の技能検定（受検者が在校生でない場合）並びに基礎一級及び基礎二級の技能検定

職	種	手数料
機械検査 婦人子供服製造	さく井 鋳造 めつき アルミニウム陽極酸化処理 組立て 電気機器組立て 二ツト製品製造 建築士試験及び木造建築士試験の実施 建築士試験 建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。 なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせま す。 平成二十二年三月二日 山口県知事 二井 関 成	一万三千七百元
随時実施三級の技能検定	さく井 鋳造 めつき アルミニウム陽極酸化処理 組立て 電気機器組立て 二ツト製品製造 建築士試験及び木造建築士試験の実施 建築士試験 建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。 なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせま す。 平成二十二年三月二日 山口県知事 二井 関 成	一万六千五百円

九 問題の通知

実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者あて通知する。

十 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十一 その他
  - (一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎一級及び基礎二級技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
  - (二) 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二一八六四六）にすること。

(五七) 平成二十二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十二年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

平成二十二年三月二日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

区分	科目	日 時	
		日	時
二級建築士試験	学科	平成二十二年七月四日（日曜日）	午前十時から午後五時十分まで
	製設図計	平成二十二年九月十二日（日曜日）	午前十一時三十分から午後四時まで
木造建築士試験	学科	平成二十二年七月二十五日（日曜日）	午前十時から午後五時十分まで
	製設図計	平成二十二年十月十日（日曜日）	午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験の場所

- (一) 二級建築士試験（学科）、木造建築士試験

- 山口市秋穂二島一〇六一
- 山口県セミナーパーク
- (二) 二級建築士試験(設計製図)
  - 防府市台道三六三五
  - 高川学園中学校・高等学校
- 三 試験の科目
  - (一) 学科
    - 建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規
  - (二) 設計製図
- 四 受験資格
  - 建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。
- 五 受験申込書の受付期間、受付場所及び受付時間
  - (一) 受付期間
    - 平成二十二年四月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)まで(郵送の場合は、平成二十二年四月十六日までの消印のあるものは、有効とする。)
  - (二) 受付場所
    - 山口市大手町三番八号
    - 山口県建築士会館会議室
  - (三) 受付時間
    - 午前十時から午後四時まで
- 六 受験申込書の提出方法
  - 受験申込書は、山口県建築士会館会議室において本人が直接提出すること。ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合に限り郵送でもよい。この場合においては、勤務先の証明書又は住民票を添付すること。
  - 郵送の場合は、必ず書留速達とし、封筒の表に「二級建築士試験」又は「木造建築士試験」と朱書して、山口県建築士会館へに送付すること。
- 七 インターネットを利用する方法による受験の申込み
  - (一) 平成十六年以降の二級建築士試験及び木造建築士試験の受験の申込みをした者のうち、財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているもの限り、インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。
  - (二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間
    - 平成二十二年四月一日(木曜日)午前十時から同月七日(水曜日)午後四時まで

- 八 合格者の発表
  - (一) 学科試験合格者
    - 1 二級建築士試験
      - 平成二十二年八月二十四日(火曜日)ごろ
    - 2 木造建築士試験
      - 平成二十二年九月七日(火曜日)ごろ
  - (二) 最終合格者
    - 平成二十二年十二月二日(木曜日)ごろ
  - 九 その他
    - (一) 試験案内、受験要領、受験申込書等の配布は、平成二十二年四月五日(月曜日)から同月十六日(金曜日)まで次の場所において行う。
 

配布場所	所在地
社団法人山口県建築士会	山口市大手町三番八号
社団法人山口県建築士会岩国支部	山口県建築士会館内
社団法人山口県建築士会防府支部	岩国市尾津町一丁目六番三四号 株式会社吉村設計事務所内
下関市都市整備部建築指導課	防府市大字新田二〇三三の一 三田尻中関港湾福祉センター二階
宇部市土木建築部建築指導課	下関市南部町一番一号
萩市土木建築部建築課	宇部市常盤町一丁目七番一号
下松市建設部住宅建築課	萩市大字江向五一〇
光市建設部建築住宅課	下松市大手町三丁目三番三三号
長門市建設部都市建設課	光市中央六丁目一番一号
柳井市建設部土木建築課	長門市東深川一三三九の一
周南市都市開発部建築指導課	柳井市南町一丁目一〇番二号
山陽小野田市建設部建築住宅課	周南市岐山通一丁目一 山陽小野田市日の出一丁目一番一号
  - (二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一五号財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二二四五一八〇五五)にすること。
  - (三) 設計製図の課題は、平成二十二年六月九日(水曜日)ごろから財団法人建築技術

教育普及センター各支部及び社団法人山口県建築士会に掲示するとともに、学科の試験当日に試験場に掲示する。



**山口県教育委員会告示第一号**

教科用図書採択地区の設定に関する告示（昭和三十九年山口県教育委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二日

山口県教育委員会

「吉佐地区 防府市、山口市」を  
「防府地区 防府市  
山口地区 山口市」に改める。

平成二十二年三月一日  
発行

発行  
行人所

山口県知事  
山